

オムニバスIを題材にたどるEU立法と基準策定のプロセス

PwC Japan有限責任監査法人
コーポレート・レポーティング・
サービス部
パートナー 小西 健太郎



PwC Japan有限責任監査法人
コーポレート・レポーティング・
サービス部
シニアアソシエイト 篠部 絵理



はじめに

2025年2月、欧州委員会は、サステナビリティ関連規制の簡素化を目的とする「オムニバスI提案」を公表しました。これを契機に、企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive：CSRD）、コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（Corporate Sustainability Due Diligence Directive：CSDDD）および欧州サステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards：ESRS）に関する議論は急速に活発化しました。

こうした動きは、ニュースなどで断片的に目にする機会が多い一方で、その背後にある欧州連合（EU）での「決まり方」や各主体の役割といった全体像を理解することは、必ずしも容易ではありません。本稿では、個々の改正内容ではなく、「誰が、どの場で、何を決めているのか」というプロセスに焦点を当て、CSRD/ESRSを題材にオムニバスI公表以降の1年間の動向をたどりながら、EUの立法・基準策定プロセスを俯瞰します。

なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の私見であり、PwC Japan有限責任監査法人の正式見解ではないことをあらかじめ申し添えます。

1 本稿で扱う主な制度の概要

欧州委員会は、EUの政策パッケージである欧州グリーンディールの下で、金融・投資の意思決定にサステナビリティ要素を組み込むための一連の制度を整備してきました。本稿で取り上げるCSRD、ESRS、CSDDD、EUタクソノミー規則は、いずれもその中核をなす枠組みです。

CSRDは、環境・社会・ガバナンスに関する重要な影響・リスク・機会について企業に詳細なサステナビリティ報告を求める指令であり、その具体的な開示要求を定めるのがESRSです。CSDDDは、企業に対し、自社およびバリューチェーン上の人権・環境への負の影響を特定し、それらへの対応を講じるためのデュー・ディリジェンスの枠組みを定める指令です。EUタクソノミー規則は、経済活動が「環境的に持続可能」かどうかを判断するための分類・開示の枠組みであり、CSRDの適用対象企業は、サステナビリティ報告において、同規則に基づく開示が求められます。

2025年2月のオムニバスI提案は、こうした枠組みのうち、とくにCSRDとCSDDDの適用時期や対象範囲の見直しを含む制度全体の調整と、ESRSやEUタクソノミー規則の内容の簡素化に焦点を当てたものでした。

2 オムニバスI提案前の状況

オムニバスI提案に先立ち、欧州理事会が2024年11月に採択したブダペスト宣言では、EUの競争力強化の観点から、報告・規制負担の大幅な削減に向けた必要性が示されました。その後、EU経済の方向性を示す戦略的枠組みとして2025年1月に欧州委員会から公表された競争力コンパス（Competitiveness Compass）では、こう

した問題意識を踏まえ、サステナビリティ分野を含む最初の簡素化オムニバスパッケージを提案する方針が示されました。

その頃、欧州の基準設定主体であるEFRAG^{※1}は、欧州委員会からの要請に基づき、複数の基準^{※2}に関する技術的助言の提供を求められていましたが、政治的な方向性が定まらない中、今後の進め方に関する欧州委員会の判断が保留され、最終化が困難な状況に置かれていました。

一方、CSRDに基づく最初の適用対象企業（いわゆるWave 1）によるESRSに基づく初年度開示が2025年から始まっており、国内法化期限（2024年7月6日）を経過しても、法制化が完了していない加盟国が残っていました。

3

オムニバスIの構成

図表1に示すとおり、オムニバスIは、既存の複数のEU法令を同時に見直すための複数の立法提案などで構成されています。本稿では、そのうち、CSRDとCSDDDの適用時期を調整する、いわゆるストップ・ザ・クロック

（時計を止める）案、規制内容の見直しを行うコンテンツ案、ならびにEUタクソノミー関連の改正案を取り上げます。

なお、2025年には複数のパッケージ（オムニバスIからXまで）が公表されていますが、本稿において「オムニバス」と記載する場合は、2025年2月26日に公表されたオムニバスIを指します。

4

EUにおける法体系：レベル1とレベル2

EUの法令には複数の法形式がありますが、本稿では、オムニバスに直接関係する範囲に絞り、規制の枠組みとなる原則を定めるもの（レベル1）と、レベル1で定められた枠組みの詳細を定めるもの（レベル2）について説明します。レベル1とレベル2の違いは図表2のとおりです。

EUの法行為のうち、基本的枠組みを定める規則および指令はレベル1に位置づけられます。規則は国内法化を要せずEU全体に直接適用されるのに対し、指令は達成すべき結果について加盟国を拘束し、国内法化を通じて各国で適用されることが特徴です。レベル1の立法は、欧

図表1：オムニバスIパッケージの概要

提案文書名	概要	本稿での呼称	レベル
COM(2025) 80	● CSRDの報告について、2026年と2027年に報告を行うことになっている企業の適用延期 ● CSDDDの国内法移行期限と最初の適用開始の延期	ストップ・ザ・クロック案	レベル1
COM(2025) 81	CSRDとCSDDDの報告負担を簡素化・軽減する改正（CSRDについては、適用範囲、サステナビリティ報告基準、保証、およびEUタクソノミー要件の変更に焦点）	コンテンツ案	レベル1
COM(2025) 87	炭素国境調整メカニズム（CBAM）の簡素化	—	レベル1
Draft delegated act	EUタクソノミー規則に基づく委任法の改正（公開意見募集の対象） ● 開示委任法、気候委任法、環境委任法	EUタクソノミー関連の改正案	レベル2

出所：PwC作成

図表2：レベル1とレベル2の概要

	内容	主な法形式	国内法化要否	例
レベル1	枠組みとなる原則を規定	規則（Regulation）	要さず、直接適用	EUタクソノミー規則
		指令（Directive）	必要	CSRD、CSDDD、ストップ・ザ・クロック案、コンテンツ案
レベル2	委任法（Delegated Act）により、レベル1で定められた枠組みの詳細を規定	委任規則（Delegated Regulation）	要さず、直接適用	ESRS、EUタクソノミー関連の改正
		委任指令（Delegated Directive）	必要	本稿で扱う範囲では該当例なし

（注）厳密には、細かな区分も存在するが、本稿では主要な枠組みの整理にとどめている。

出所：PwC作成

※1 旧欧州財務報告諮問グループ。現在はサステナビリティ報告も含めた組織となっており、「EFRAG」の略称のみ使用している。

※2 EU域外企業向け報告基準（ESRS for Non-EU Groups：N-ESRS）および上場中小企業向けサステナビリティ報告基準（ESRS for Listed SMEs：ESRS LSME）

州委員会の提案を踏まえ、欧州議会およびEU理事会が共同立法手続により採択するため、時間を要するプロセスとなります。

一方、本稿で扱う範囲では、レベル2の法行為として、欧州委員会がレベル1で定められた枠組みの範囲内で、技術的・実務的な詳細を委任法により定めることが可能とされています。この場合、欧州議会およびEU理事会は、委任法に対して異議を述べるか否かのみを判断でき、異議が述べられた場合には、当該委任法は発効しません。

ストップ・ザ・クロック案とコンテンツ案はレベル1として公表されました。EUタクソノミー規則については、規則本体（レベル1）とそれを補完する開示・気候・環境の各委任法（レベル2）がすでに存在しており、今回のオムニバスでは、これら既存の委任法を改正する新たな委任法草案がレベル2の措置として公表されました。この結果、EUタクソノミー規則については、レベル1のコンテンツ案の中でCSRDとの関係整理や適用範囲の調整が行われたものの、EUタクソノミー規則本体を直接改正する対応は取られませんでした。

また、今回のオムニバスでは、通常は相当の期間を要する立法について、1年未満での妥結を目指したことも背景に、CSRDとCSDDDに関する改正が同一のパッケージとして提案されました。その結果、いずれか一方の合意形成が難航した場合には、全体の最終化が遅れる可能性も指摘されました。

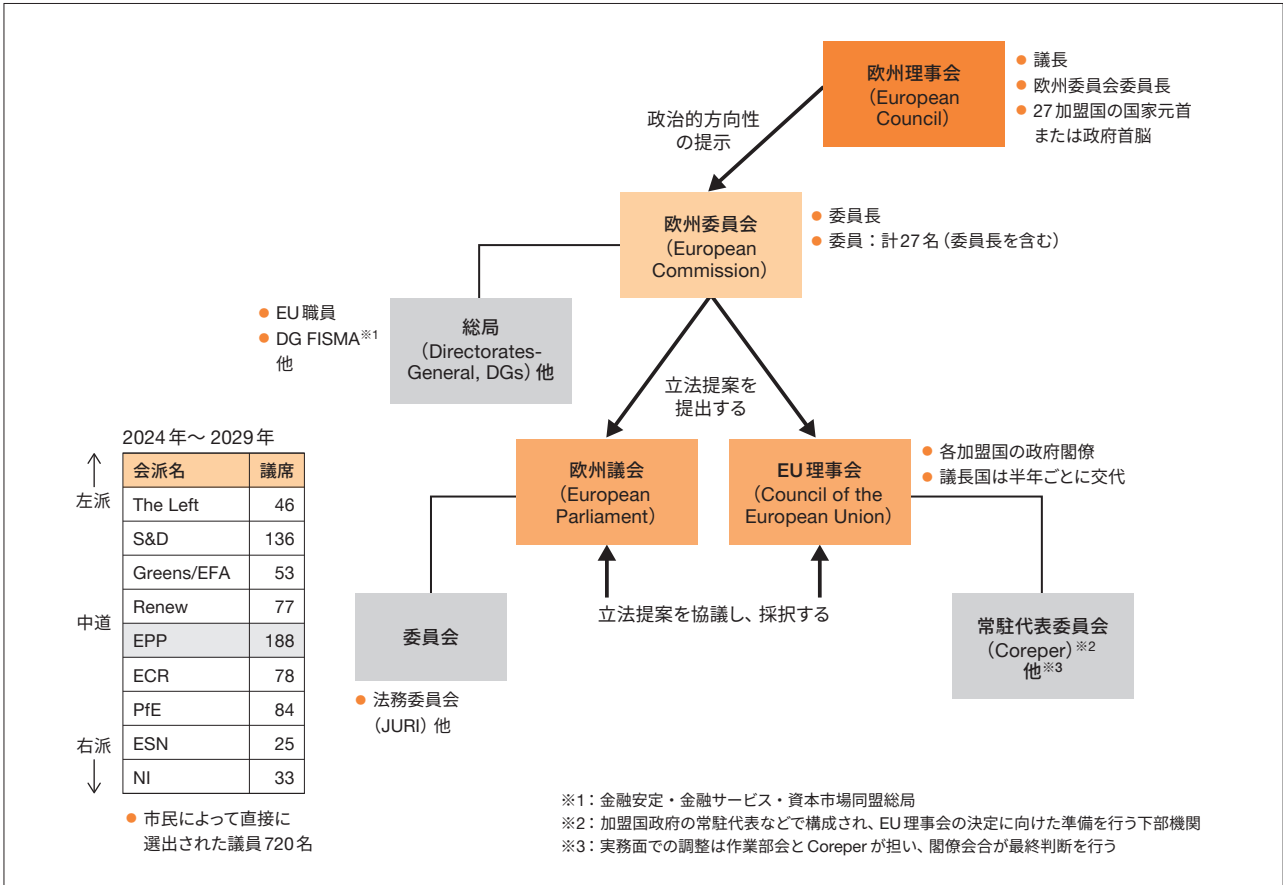
5 EUの機関

EUレベルの立法プロセスには、提案権を持つ欧州委員会と、共同立法者である欧州議会・EU理事会の3機関が関与し、その役割は図表3のとおりです。

6 立法プロセス（レベル1）

欧州委員会、欧州議会、EU理事会がEU全体に適用される政策や法律を作る際に最も一般的に用いられるのが「通常立法手続（Ordinary legislative procedure）」です。通常立法手続では、欧州議会とEU理事会がそれぞれ提

図表3：EUの機関



出所：PwC作成

案を審議し、修正を加えることができます。この審議は「読会（reading）」と呼ばれ、最大3回まで行われる可能性があります。多くの場合、第一読会で合意に達します。

図表4は、欧州議会とEU理事会が第一読会で合意に達し、EU理事会が欧州議会によって採択された文面を承認することを前提としたプロセスを示したものです。欧州議会およびEU理事会による採択後、立法行為はEU官報に掲載され、法令で定められた期日に発効します。本稿で扱うコンテンツ案も、形式上は第一読会で手続が完了しましたが、その過程では後述の12節のとおり、欧州議会内で交渉権限をめぐる異例の展開が生じるなど、通常の第一読会とは異なる緊張を伴うプロセスとなりました。

7 ストップ・ザ・クロック案の最終化

ストップ・ザ・クロック案では、2026年と2027年に報告開始予定の企業（いわゆるWave 2、Wave 3の企業）に適用されるCSRDの報告義務の開始時期を延期し（**図表5**）、CSDDDについても加盟国による国内法化期限とWave 1の企業の適用開始を1年延期して2028年とすることが提案されました。

オムニバスが提案された2025年には、すでにWave 2企業はデータの収集を開始しつつある段階にありました。また、欧州委員会の評価では、約5万社と想定されていたCSRD報告対象企業のうち、Wave 2が約3万5千社を占めると試算されており、影響は甚大でした。したがって、延期の有無を速やかに確定し、報告対象企業を取り

巻く不確実性を解消する必要がありました。共同立法者（欧州議会とEU理事会）の間で早期に合意を形成できれば、コンテンツ案についての協議に時間を充てることも可能となります。なお、2025年3月20日、欧州理事会は共同立法者に対し、オムニバスを優先事項として早期に作業を進めるよう要請しました。

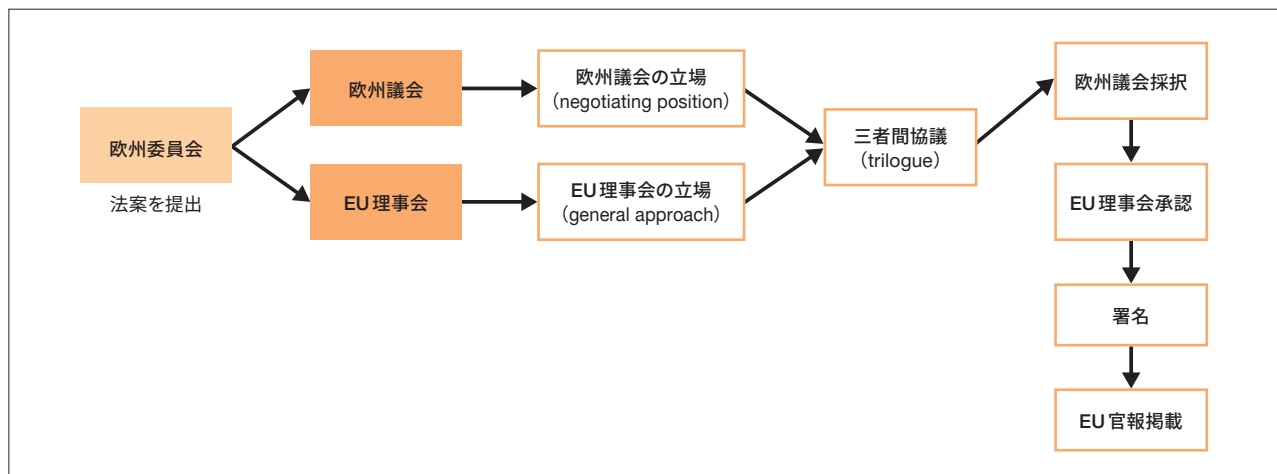
実際には、欧州議会では手続や修正の扱いをめぐる当初一部の会派間で異論もありましたが、最終的には主要会派が延期案を支持しました。このため、ストップ・ザ・クロック案の審議は迅速に進み、欧州議会において緊急手続が用いられたこともあり、欧州議会とEU理事会のいずれにおいても修正が加えられることなく、短期間で最終化されました。通常は、EU官報掲載後20日で発効しますが、最終化されたストップ・ザ・クロック指令は、官報掲載の翌日である4月17日に発効し、加盟国の法制化期限は2025年末とされました。多くの加盟国では期限までに同指令の国内法化が行われましたが、本稿執筆時点において、いまだ国内法化していない加盟国も数カ国残っています。

8 コンテンツ案の検討開始

ストップ・ザ・クロック案が最終化された頃、欧州議会とEU理事会はそれぞれコンテンツ案について検討を開始しました。

欧州議会では、立法提案は所管委員会に付託され、各委員会で報告書を取りまとめる会派から「報告者（rapporteur）」が指名されます。他の会派も「影の報告者

図表4：通常立法手続（レベル1）



出所：PwC作成

図表5：ストップ・ザ・クロック案のうち、CSRDに関する概要

Wave	オムニバス提案前の要求事項		ストップ・ザ・クロック指令 ^{※1}
Wave 1	(1) 非財務報告指令 (NFRD) の範囲に含まれる企業 (2) 上場しており、従業員500人超の「大規模」企業	2024年データを2025年に報告（要求される報告：ESRSとEUタクソノミー規則）	適用時期の変更なし
Wave 2	その他全ての「大規模」 ^{※2} EU企業と「大規模」グループの親会社であるEU企業	2025年データを2026年に報告（要求される報告：ESRSとEUタクソノミー規則）	2027年データを2028年に報告（2年延期）
Wave 3	上場SME、特定の複雑でない小規模信用機関、キャプティブ保険会社・再保険会社	2026年データを2027年に報告（要求される報告：ESRS LSMEとEUタクソノミー規則）	2027年データを2028年に報告（2年延期）
Wave 4	EU域内で重大な活動を行っているEU域外企業で、以下の2要件の両方を満たす場合 - EU域内での連結純売上高が1億5,000万ユーロ超 (1) EU域内に「大規模」^{※2} 子会社または上場SME子会社が1社以上、または (2) 純売上高が4,000万ユーロ超のEU域内支社	2028年データを2029年に報告（要求される報告：N-ESRS）	適用時期の変更なし

※1 本稿では提案段階の呼称として「ストップ・ザ・クロック案」と記載しているが、立法プロセスを経て正式採択後は指令 (Directive) として成立するため、本表では「ストップ・ザ・クロック指令」と表記する

※2 「大規模」企業：「大規模」企業とは、その貸借対照表日において、過去2期連続で以下の3つの規模の要件のうち、少なくとも2つが閾値を上回る企業と定義される。「総資産」：2,500万ユーロ、「純売上高」：5,000万ユーロ、「期中平均従業員数」：250人

出所：PwC作成

(shadow rapporteur)」を任命し、委員会内の議論や三者間協議（トリログ）に向けた議会内の立場形成に関与します。本件ではJURI（法務委員会）が所管とされ、2025年3月には中道右派の欧州人民党（EPP）に所属するJörgen Warborn議員が報告者に任命されました。

2024年の欧州議会選挙を経て議会内の勢力図が変化していた中、報告者を務めたWarborn議員には、議会内でいかに多数派を形成するかが重要な課題となりました。2025年4月のJURIにおける初回の意見交換では、競争力向上や企業負担の軽減を重視する立場と、既存の報告枠組みや手続的正当性を維持すべきとする立場との間で見解の隔たりが示されました。CSRDおよびCSDDDをどこまで見直すべきかをめぐる対立軸は次第に明確になっていきました。

また、欧州議会の議員は、1つ以上の委員会に所属し、個別政策について議論を行います。コンテンツ案では、所管委員会はJURIとされる一方、複数の委員会が意見提出委員会として関与し、専門分野に応じた意見を示しました。

一方、EU理事会では、欧州委員会案を大きく修正することなく自らの立場を整える方向で検討が進められていましたが、その過程では、迅速化を重視した検討体制の下で、専門家の関与が限定的であったとの指摘もあります。

9

EFRAGの組織

ESRS改訂の議論を理解する前提として、EFRAGの

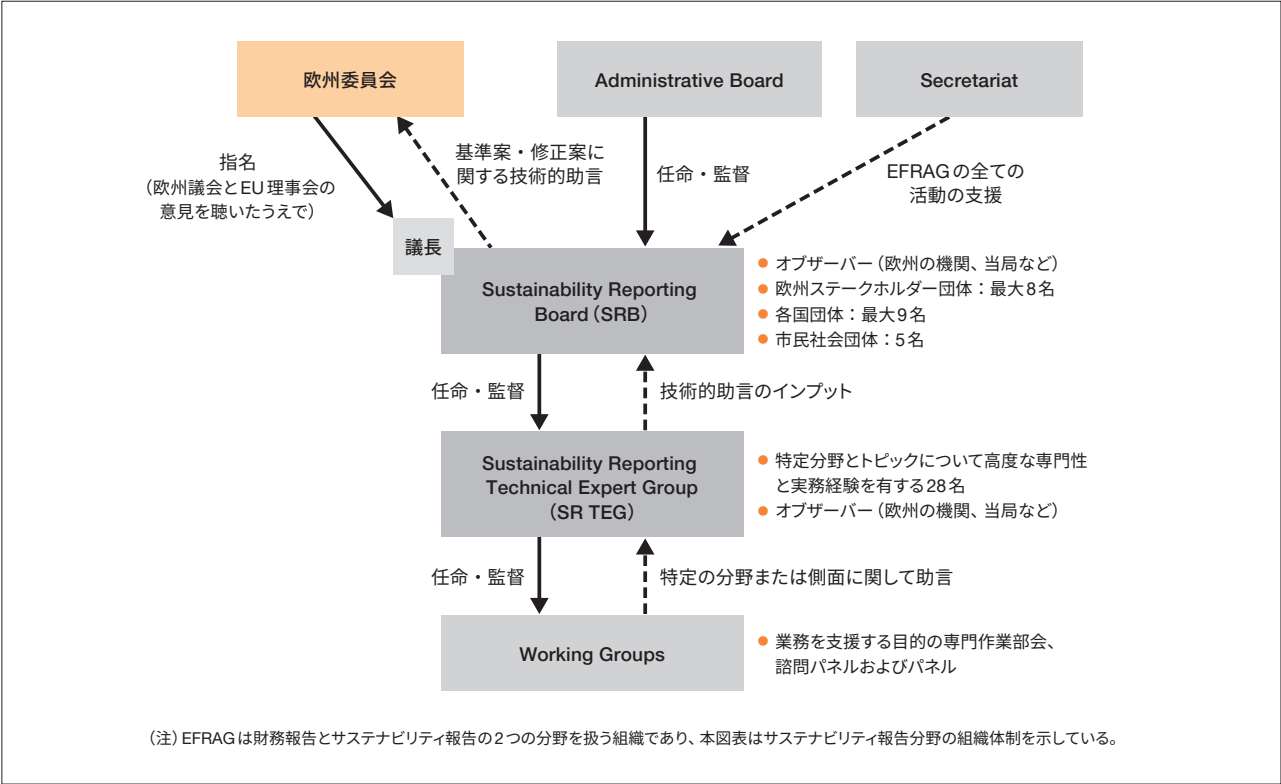
組織構成を確認します。EFRAGは、欧州委員会からの委託を受けて、ESRSのドラフトを作成し、技術的助言として欧州委員会に提案する役割を担っています。EFRAGの中では、Sustainability Reporting Board (SRB) が最終的な意思決定と提案内容に責任を持ち、Sustainability Reporting Technical Expert Group (SR TEG) が技術的な検討を行い、その結果をSRBに提示します（図表6）。

10 改訂版ESRSに向けた動き

コンテンツ案では、データポイントの削減や要件の明確化によって報告負担の軽減が掲げられており、その具体化にあたっては、基準レベルでの見直しが不可欠とされました。欧州委員会のMaria Luís Albuquerque委員は2025年3月末、EFRAGに対して、改訂ESRSに関する技術的助言、すなわち改訂基準案の提供を要請しました。

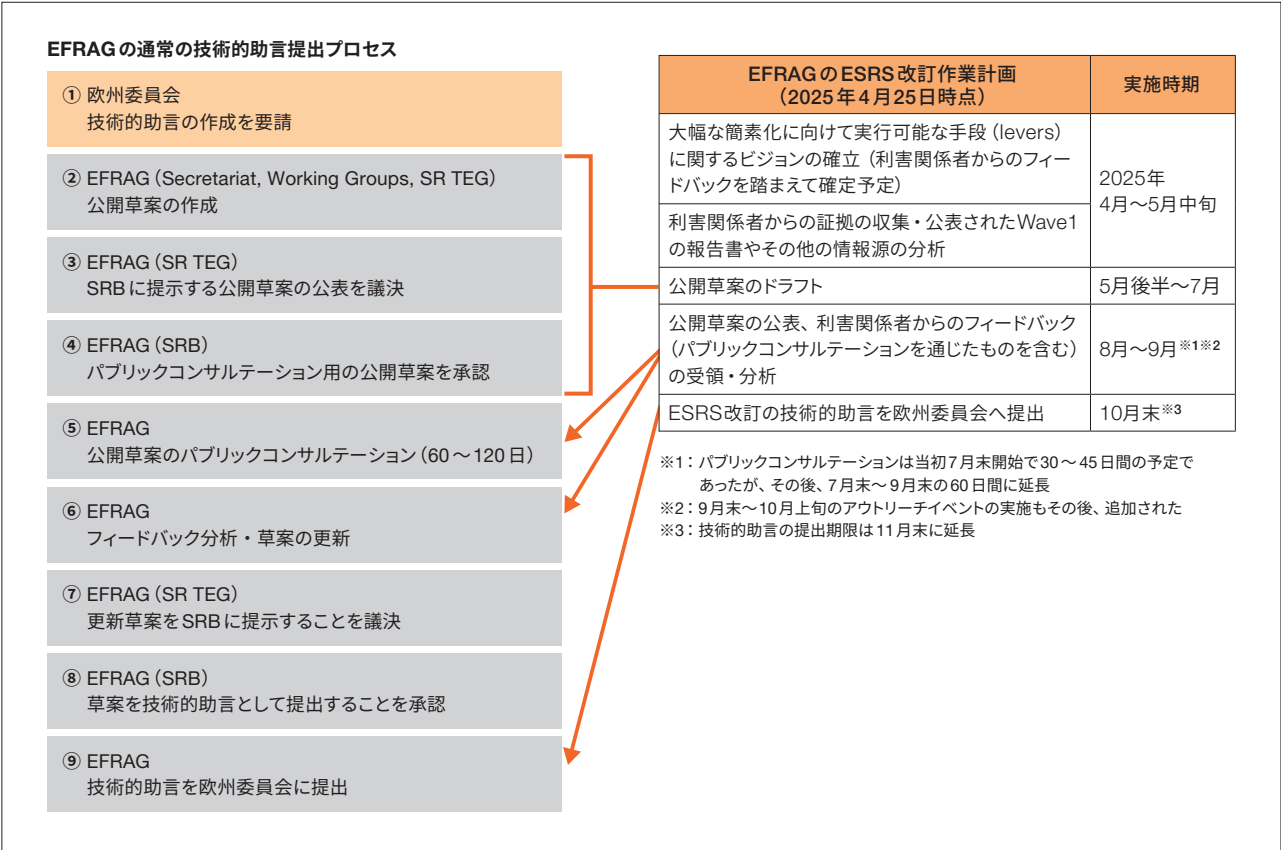
EFRAGが当初作成した作業計画案については、実行可能性やプロセスの具体性に対する懸念が相次ぎ、一度否決されました。2025年4月下旬には、外向けの作業計画と詳細な内部タイムラインを切り分けた新たな計画が取りまとめられました。その計画は、春から夏にかけて関係者への意見募集やWave 1企業の報告書の分析を行い、その結果を踏まえて公開草案を作成するというタイトな工程でした（図表7右側）。2025年4月初旬に開始した意見募集には、多数のコメントが寄せられ、改訂の方向性を占う重要なプロセスとなりました。

図表6：EFRAGの組織



出所：PwC作成

図表7：EFRAGによる技術的助言の提出プロセスとESRS改訂の作業計画



出所：PwC作成

11 EFRAGの例外的プロセスと技術的助言の提出

通常、EFRAGによる技術的助言は、公開草案の公表とパブリックコンサルテーションを経て、SR TEGとSRBが段階的に審議するプロセスで進められます（図表7左側）。

しかし、今回の改訂ESRSでは、欧州委員会からの簡素化要請と厳しい期限を背景に、通常とは異なる手法が採られました。SRBの戦略の方針に沿って修正案を起草するSecretariatに対し、インプットと方向づけを行うため、基準案を技術的に検討するSR TEGと、最終的な見解を担うSRBのメンバーを同じテーブルに集めたサブグループが設置され、非公開セッションを含む集中的な技術的検討が行われました。SRBおよびSR TEG自体も、通常時を大きく上回る頻度で非公開セッションや臨時会合を重ね、短期間で集中的な技術的検討が行われました。

一方で、2025年7月に欧州委員会がEFRAGからの要請に応じて技術的助言の提出期限を1カ月延長したため、SRBは、パブリックコンサルテーション期間を当初計画より延長しました。Administrative Boardのデュープロセス委員会でも、こうした短縮・同時進行プロセスが従来の手続からの逸脱であることが正式に議題とされました。

EFRAGは、パブリックコンサルテーションと並行して、ターゲット型アウトリーチを実施し、公開草案に対するフィードバックを収集しました。これらのプロセスを通じて得られた分析結果を踏まえ、EFRAGは短期間ながらも相応のエビデンスに基づく改訂案を取りまとめ、欧州委員会との提出日程の調整を経て、2025年12月2日に技術的助言を提出しました。

12 コンテンツ案の最終化までの動き（欧州議会内の交渉過程を中心に）

EU理事会では、加盟国間の調整を経て2025年6月に、欧州議会との交渉に臨むため、コンテンツ案に対する交渉立場について合意しました。2025年7月の議長国交代を見据え、当時の議長国の任期内に一定の区切りをつけるねらいがあったとも指摘されています。

こうした調整と並行して、企業・業界団体や市民社会を含む関係者から、多数の書簡や意見文書が公表されるなど、オムニバスをめぐる議論が活発化しました。

2025年6月には、報告者であるWarborn議員（EPP）が委員会審議のたたき台となる報告書案を公表・説明し

たものの、その後の欧州議会の立法プロセスは極めてイレギュラーな展開をたどりました。JURIは2025年10月13日、自らの報告書を採択するとともに、当該報告書をもとにトリローグに入ることを決定しました。しかし、この決定に対して欧州議会規則に基づき異議が唱えられたため、本会議での確認投票が必要となりました。2025年10月22日の本会議では、当該決定が僅差で否決されました。JURIでは、制度内容をめぐる妥協の余地が極めて限られた状況に陥っていたとされており、交渉過程では、影の報告者を務めていた議員が抗議の意思を示して当該役割から退くという出来事も生じました。

その後、各会派が修正案を改めて提出する「やり直し」のフェーズを経て、2025年11月13日にはEPPを中心に、ECRやPfe、ESNなど右派勢力（前掲図表3を参照）の支持を得た多数に基づき、欧州議会の交渉立場が採択され、ようやくEU理事会とのトリローグが開始されました。

2025年12月9日には欧州議会とEU理事会がコンテンツ案について暫定合意に達し、CSRDについては、現行の適用範囲と比べて適用対象が大幅に縮小される内容などが盛り込まれました。11日にはJURIが当該テキストを承認し、16日の欧州議会本会議で可決されました。その後は、法務・言語チェック、EU理事会の最終承認を経て署名され、指令は2026年2月26日付でEU官報に掲載され、同年3月18日に発効しました。加盟国の国内法化期限は2027年3月19日とされました。

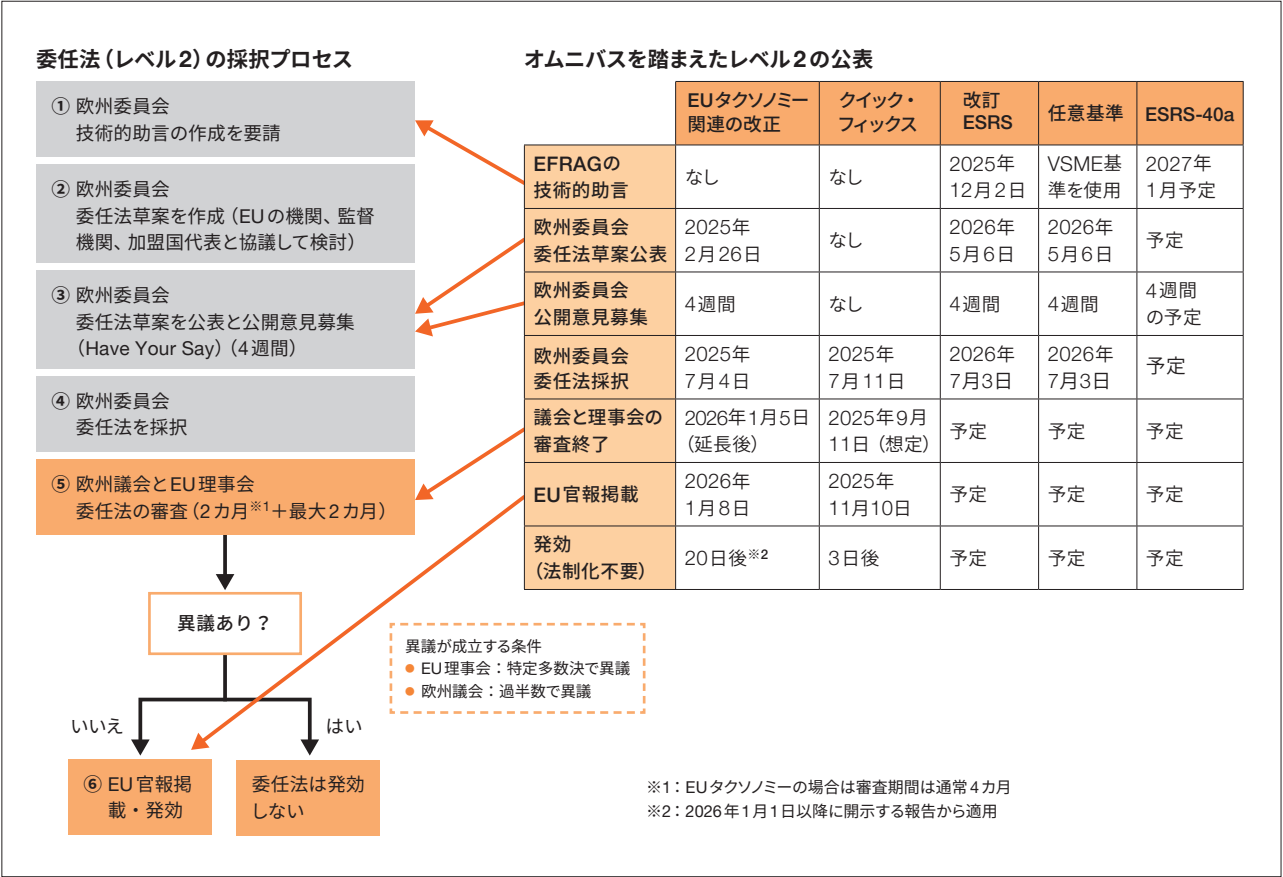
以上のように、今回のコンテンツ案の形成プロセスは、制度内容そのものに加え、その形成過程においても、欧州議会内の政治力学が意思決定に影響を及ぼし得ることを示す事例となりました。

13 オムニバスが公表されたことによるレベル2対応

レベル1の内容を受けて策定されるレベル2規定は、委任法として採択されます。その採択プロセスは図表8左側のとおりです。

一方、オムニバス関連のレベル2対応には（1）EUタクソノミー関連の改正、（2）既存ESRSの経過措置を一時的に延長するクイック・フィックス、（3）改訂ESRS、（4）任意基準（Voluntary Standard）、（5）CSRDの適用対象となる域外企業向け報告基準であるESRS-40a、の5つがありますが、これらは一様なプロセスで進められたわけではありません。図表8右側に記載したとおり、これらは

図表8：委任法（レベル2）の採択プロセスと、オムニバス対応におけるレベル2の比較



出所：PwC作成

いずれも委任法として公表される点は共通していますが、その準備段階や政策的背景、実際の採択・審査プロセスには明確な違いがみられます。

EUタクソノミー関連を改正する委任法は、EUタクソノミー規則において、欧州議会とEU理事会による審査期間が、他の委任法に比べて長く定められています。今回の改正では、欧州議会の要請も踏まえ審査期間が延長されたため、官報掲載と発効は2026年に入ってからとなりました。

これに対し、クイック・フィックス委任法は、すでに報告を行っているWave1企業に対する限定的な調整を目的としたものであったため、EFRAGによる技術的助言や公開意見募集を経ずに、欧州委員会が迅速に採択しました。その後の欧州議会・EU理事会による審査も、通常の期間内で行われましたが、法的手続の関係で官報掲載までに時間を要し、発効時期は若干後ろ倒しとなりました。

改訂ESRSの委任法については、EFRAGからの技術的助言を踏まえ、欧州委員会が加盟国代表や関係EU機関との協議を行いながら内容の最終調整を進め、委任法

として採択するプロセスを経ています。そのため、技術的助言の提出から委任法の公表に至るまでの期間は一律ではなく、検討論点の性質や調整状況に応じて左右されます。

さらに、欧州委員会は、CSRDの適用対象外となる企業によるサステナビリティ報告を支援するため、任意使用のためのサステナビリティ報告基準（Sustainability Reporting Standard for Voluntary Use：Voluntary Standard、以下「任意基準」）を委任法として採択しました。当基準は、EFRAGが2024年に策定した零細および中小企業（SME）向けの任意のサステナビリティ報告基準（VSME基準）を基礎としており、欧州委員会は2025年7月にこれを勧告として採択しています。任意基準の特徴は、CSRD適用対象企業が、サステナビリティ報告の目的で、バリューチェーン上の平均従業員数1,000人以下の企業に対して、任意基準で定められた範囲を超える情報を求めることを制限する仕組み（いわゆるバリューチェーンキャップ）が導入されている点にあります。

最後に、会計指令40a条に基づく一定のEU域外企業

向け報告基準（ESRS-40a、旧称N-ESRS^{※3}）については、2025年秋に欧州委員会が委任法の採択延期を公表しました。当初は廃止の観測も生じましたが、2026年には改訂ESRSをベースにESRS-40aを策定する方針が示されています。Wave 4に該当する域外企業^{※4}は、2028年データをもとに2029年から報告を開始することが求められており、欧州市場に進出している日本企業にも影響があるため、オムニバス公表以前にEFRAGで検討されていた技術的助言案からの変更や他の基準との相互運用可能性を含め、今後の動向が注目されます。

14 おわりに

オムニバスについては、一部の簡素化案について、特定の利害関係者の影響が指摘される一方で、影響評価や正当化の説明が十分でないのではないかといった批判も生じました。欧州オンブズウーマンが欧州委員会に対し、簡素化措置の根拠や、通常求められる影響評価などが省

略されている点に説明を求めたのも、その一例です。こうした議論の文脈では、競争力強化の論拠としてMario Draghi氏の報告書^{※5}が頻繁に引用されましたが、同氏自身は2025年3月のイタリア上院で、自らの報告書はEUのグリーン政策や脱炭素の取り組みにブレーキをかける意図ではないと明言しており、制度の方向性に関する議論とその支えとなる言説との間に一定のギャップがあったこともうかがえます。

近年、EUの簡素化提案については、規制の方向性が短期間で揺れ動き、企業にとっての予見可能性が低下しているとの指摘も聞かれます。今回のオムニバスをめぐる経験では、規制内容に加え、立法や基準策定のプロセスにおいても例外的な運用が相次ぎました。今後も同様の揺れが生じる可能性を前提とすれば、制度内容だけでなく、その形成過程におけるプロセスと例外の双方に目を向ける視点を持つておくことが、欧州の制度対応を考えるうえで重要になるといえます。

※3 なお、2026年6月から7月にかけては、ESRS for Third-Country Groups：ESRS-TCの呼称も一時的に用いられた。

※4 Wave 4とは、以下の要件をいずれも満たすEU域外企業を指す（オムニバス・コンテンツ指令）

- EU域内での純売上高が、単体または連結ベースで、直近2期連続して4億5,000万ユーロ超
- EU域内に、純売上高が2億ユーロ超の子会社または支店を有すること

※5 欧州委員会の要請を受けてMario Draghi氏が取りまとめた“The future of European competitiveness”（2024年9月公表）

小西 健太郎（こにし けんたろう）

PwC Japan 有限責任監査法人 コーポレート・レポーティング・サービス部 パートナー

2006年公認会計士登録。2016年より3年間、企業会計基準委員会（ASBJ）に専門研究員として勤務。また、2022年より3年半、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）にディレクターとして勤務。2025年の帰任後は主としてサステナビリティ情報開示に関する品質管理業務とサステナビリティ保証業務を担当。共著書に『会計方針・見積り・遡及処理の会計実務Q&A』、『FASB ブックス] 詳解 SSBJ基準』（ともに中央経済社）など。これまで日本公認会計士協会の会計制度委員会、企業情報開示委員会、監査基準委員会、監査・保証実務委員会などで委員、専門委員を歴任。

メールアドレス：kentaro.konishi@pwc.com

篠部 絵理（しのべ えり）

PwC Japan 有限責任監査法人 コーポレート・レポーティング・サービス部 シニアアソシエイト

2008年米国公認会計士試験合格。2020年以降、ESG戦略室、サステナビリティ・アドバイザリー部などにおいてサステナビリティ関連業務に従事。近年は、欧州を中心としたサステナビリティ開示規制・基準に関わる業務を担当し、2023年よりサステナビリティに関する品質管理業務に従事している。

メールアドレス：eri.e.shinobe@pwc.com